

5 陳情第 45 号

5 陳情 第 45 号	刑事施設に収容されている人の個人番号カードの取得の円滑化を求める意見書の提出に関する陳情
付託委員会	総務区民委員会
受理及び付託 年 月 日	令和5年11月1日受理、令和5年11月30日付託
陳情者	山梨県中央市————— —————
<p>(要 旨)</p> <p>刑事施設に収容されている人が、円滑に個人番号カードを取得できるよう、環境を整備することを求める、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条の意見書を提出すること。</p> <p>(理 由)</p> <p>現行の運用においては、法務省の2015年の事務連絡により、刑事施設に収容されている人の個人番号カードの取得については、便宜を図る必要はないとされている。</p> <p>しかしながら、本人確認書類の所持の必要性が高まっている現代においては、本人確認ができないことにより、就職等の社会復帰に支障が生じてしまう。こうした状況を改善することは、再犯の防止にもつながる。</p> <p>よって、刑事施設に収容されている人が、円滑に個人番号カードを取得できるよう、環境を整備することを求める意見書を提出するよう求める。</p>	